



29答申第3号

平成30年3月28日

土庄町長 三枝邦彦様

土庄町情報公開・行政不服審査会
会長 葛西裕匡

土庄町情報公開条例第13条の規定に基づく質問に対する答申

平成30年2月9日付けで質問がありました次の件について、別紙のとおり
答申します。

土庄町長あてに提出された平成30年1月29日付け審査請求についての
質問

別紙

答申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

- (1) 平成29年12月1日付で、本件審査請求人（以下「請求人」という。）から、土庄町長（以下「実施機関」という。）に対して土庄町情報公開条例（以下「条例」という。）の規定に基づく情報公開請求（以下「公開請求」という。）があった。公開請求の内容は、次のとおりである。
 - 1 土庄町が出資して設立した、すべての外郭団体の分かる文書。
 - 2 上記1の外郭団体の事務を土庄町が受託している場合、職務専念義務免除の手続きを完了していることの分かる、すべての文書。
- (2) 実施機関は、平成29年12月11日付で、この公開請求に対し、情報公開決定（以下「本件処分」という。）をした。
- (3) 請求人は、本件処分を不服として平成30年1月29日付け（同31日到達）で、実施機関に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求を行った。
- (4) 実施機関は、条例第13条の規定により、本件審査請求について平成30年2月9日付で審査会に諮問した。

第3 請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すとの裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求書における請求人が主張する本件審査請求の理由は、次のとおりである。

- (1) 本件処分は、条例の解釈適用を誤った違法な処分であるから、本件処分を取り消し、全部を開示する必要がある。

第4 実施機関の説明要旨

弁明書における実施機関の説明は、次のとおりである。

- (1) 本件で公開請求の対象とされた情報（以下「本件情報」という。）については、条例第9条の規定に該当する公開しないことができる情報は含まれていないため、本件情報の公開を決定したものである。本件処分は、条例に基づき本件情報の全部を公開したものであり、違法な点は何ら存在しない。

第5 審査会の判断

1 判断に当たっての基本的な考え方

条例の目的は、その1条にあるように町民の情報の公開を求める権利を明らかにし、町民の町政に対する理解と信頼を深め、もって町政の発展に寄与することである。審査会は、この目的に適うように条例を解釈し、事案について判断する。

2 本件対象情報の内容について

本件公開請求は、「土庄町が出資して設立した全ての外郭団体の分かる文書及び当該外郭団体の事務を土庄町が受託している場合に職務専念義務免除の手続きを完了していることの分かる全ての文書」の情報の公開を求めたものである。

実施機関は、「土庄町が出資して設立した全ての外郭団体の分かる文書」として平成28年度土庄町一般会計歳入歳出決算書のうち「財産に関する調書
1 公有財産 (5) 出資による権利」を、「当該外郭団体の事務を土庄町が受託している場合に職務専念義務免除の手続きを完了していることの分かる全ての文書」として職務専念義務免除承認申請書を開示した。

3 具体的な判断

(1) 土庄町が出資して設立した全ての外郭団体の分かる文書について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条第1項の規定により、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち出資による権利は、公有財産とされ、その区分、現在高等は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第16条の2の規定による様式で財産に関する調書の一部として記載される。

平成28年度土庄町一般会計歳入歳出決算書の財産に関する調書において、土庄町（以下「町」という。）が出資による権利を有する団体を確認することができる。

(2) 町が出資して設立した外郭団体の事務を町が受託している場合、職務専念義務免除の手続きを完了していることの分かる文書について

町が出資して設立した外郭団体のうち、町の職員が当該団体の事務に従事しているものは、土庄町土地開発公社（以下「公社」という。）のみである。

町の職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定により、条例に特別の定がある場合は、その職務に専念する義務（以下「職務専念義務」という。）を免除されることがある。土庄町職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和32年土庄町条例第21号）第2条第3号及び土庄町職務に専念する義務の特例に関する規則（平成25年土庄町規則第25号）第4条及び第5条の規定により、町の職員が公社の事務に従事する場合は、その職務専念義務を免除されることが可能で、職務専念義務免除の承認を受けようとする職員は、土庄町職務に専念する義務の特例に関する規則第2条の規定により、職務専念義務免除承認申請書を任命権者に提出しなければならない。

本件対象情報である職務専念義務免除承認申請書は、公社の事務局を担当する企画課職員の職務専念義務免除承認申請書であり、当該職員が職務専念義務免除の手続きをしていることが認められる。

(3) 実施機関が本件対象情報を公開したことについて

条例第9条は、同条各号のいずれかに該当するものが含まれている情報は、当該情報を公開しないことができるものと規定しているが、本件対象情報には、条例第9条各号に該当する情報は含まれていないため、実施機関が本件対象情報を公開したことは、妥当である。

(4) 結論

以上から、冒頭結論のとおり判断した。

以上

